

令和6年度 日向市結婚新生活応援事業補助金 事前チェックリスト

☑申請前に、全ての対象要件を満たしているかご確認ください。

【補助対象要件】

チェック欄	対象要件(すべてに該当していること)
<input type="checkbox"/>	令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理されている。
<input type="checkbox"/>	婚姻日の時点で、夫婦ともに39歳以下である。
<input type="checkbox"/>	申請時点で、婚姻を機に新たに取得・賃借した住所に住民票を移している。
<input type="checkbox"/>	◆ <u>所得証明書を取得してご確認ください。</u> 夫婦の所得の合計が500万円未満である。 ※所得が500万円以上の場合、奨学金の返済をしている方は所得合計から差し引くことができます。 差し引くことができる返済額は、所得証明書と同一期間に支払った額です。 ○R6.4.1～R6.5.31に申請する方：R5年度所得（R4年度分） 返済期間 R4.1.1～R4.12.31 ○R6.6.1～R7.2.28に申請する方：R6年度所得（R5年度分） 返済期間 R5.1.1～R5.12.31
<input type="checkbox"/>	◆ <u>完納証明書を取得してご確認ください。</u> 日向市税等の滞納がない。 ※R6.1.1以降に転入された方や非課税の方は完納証明書を取得できません。 完納証明書の代わりに、日向市民税の「非課税証明書」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに日向市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない。
<input type="checkbox"/>	申請日から、6か月以上継続して本市に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けたことがない。
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに、過去に本補助金（他の自治体を実施するものを含む。）の交付を受けたことがない。

＼ ご不明な点は、お気軽にご相談ください！ ／

【問い合わせ】

日向市役所 総合政策課（2階7番窓口）

電話：0982-66-1001

メール：sougou@hyugacity.jp

